

高知市広報あかるいまちプレゼント企画実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広報あかるいまち（以下「広報紙」という。）への市民の関心を高め、その精読率を向上させるとともに、市内事業者等の魅力ある商品及びサービスを広報紙により市民に広く紹介することで産業の振興を図るため、広報紙におけるプレゼント企画（以下「プレゼント企画」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(プレゼントの提供者)

第2条 プレゼント企画に係るプレゼントの提供ができる者（以下「提供者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本市に本社、本店、支社又は営業所等を有する法人等
- (2) 本市と包括連携協定を締結している法人等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 前項の規定にかかわらず、提供者が高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は県税、市税等を滞納しているときは、提供者となることができない。

(提供プレゼントの内容等)

第3条 提供者から提供されるプレゼント（以下「提供プレゼント」という。）は、市民の福祉の増進に寄与するもので、かつ、提供者が製造若しくは販売する有体物又は提供するサービスであって、広告の掲載に係る高知市広告掲載要綱（平成20年5月21日制定）及び高知市広告掲載基準（平成24年3月8日制定）に適合するものでなければならない。

2 提供プレゼントは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 2人以上に提供するものであること。
- (2) 1人当たりにおける1個又は1サービス当たりの最低単価（提供プレゼントが有体物である場合は、希望小売価格とする。）が300円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以上のものであること。
- (3) 提供プレゼントの総額の最低金額が1,500円（消費税及び地方消費税の額を除く。）以上のものであり、3万円を超えないものであること。
- (4) 第6条第1項の規定による掲載の決定に係る広報紙の掲載号の発行日から起算して4か月以内に提供できるものであること。

3 提供プレゼントは、その提供及び引き換えを無償で行うものでなければならない。

(提供希望者の募集)

第4条 市長は、提供プレゼントの提供及び広報紙への掲載を希望する者（以下「提供希望者」という。）を、広報紙及び市のホームページ等により募集するものとする。

(掲載申請等)

第5条 提供希望者は、前条の募集に応募しようとするときは、広報あかるいまちプレゼント掲載申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により申請を行った提供希望者は、次条第1項の決定の有無にかかわらず、提供プレゼントの提供を辞退しようとするときは、速やかに、広報あかるいまちプレゼント掲載申請辞退書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(掲載の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、広報紙への掲載の可否を決定し、適当と認めるときは広報あかるいまちプレゼント掲載決定通知書(様式第3号)により、適当でないとしたときは所定の広報あかるいまちプレゼント掲載決定却下通知書により当該申請をした提供希望者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(掲載申請の取下げ)

第7条 前条第1項の規定により掲載の決定を受けた提供希望者(以下「提供決定者」という。)は、その内容又はこれに付された条件に不服があり、掲載申請を取り下げようとするときは、当該掲載決定の通知を受けた日から2週間以内に、その旨を所定の広報あかるいまちプレゼント掲載取下届出書により市長に届け出るものとする。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る掲載の決定はなかったものとみなす。

(広報紙への掲載)

第8条 プレゼント企画の内容等については、原則として広報紙の紙面に掲載するものとし、具体的な掲載位置、大きさ及び表現は、市長が指定するものとする。

2 提供決定者は、速やかに市長に、広報紙に掲載する記事の作成に必要なデータ又は撮影機会等を提供するものとする。

3 市長は、前項の提供があったときは、広報紙の記事案を作成し、提供決定者に対し校正の機会を設けるものとする。

4 市長は、前項の校正が終了した後、記事の最終決定を行うものとする。

5 市長は、提供決定者に係る提供プレゼントを広報紙に掲載したときは、当該広報紙への提供プレゼントの掲載号の発行日から起算して、原則として12か月以内に発行される広報紙に、同一の提供希望者の提供プレゼントを掲載しないものとする。

(提供プレゼントの抽選等)

第9条 市長は、プレゼント企画に応募があった市民を対象に、広報紙の掲載号の発行日の翌月5日以内に抽選を行い、当選者を決定するものとする。ただし、抽選日が閉庁日のときは直近の開庁日に行うものとする。

2 市長は、前項の抽選による当選者に対し、同項の規定による当選者の決定の日から5日以内に、当選者に対し引換券を送付するものとする。

3 前項の引換券は市長が作成するものとし、当該引換券にシリアルナンバー、引き換え期限及び引き換え場所を表示するものとする。

(提供プレゼントの引換え及びサービスの提供)

第10条 提供プレゼントの引換え及びサービスの提供(以下「提供プレゼントの引換え等」という。)は、提供決定者の事業所等で行うものとする。ただし、提供プレゼントの引換え等がこれにより難しいときは、提供決定者は、市長が適当と認める場所又は方法により提供プレゼントの引換え等を行うものとする。

2 前条第2項の規定により引換券の送付を受けた当選者(以下「引換者」という。)は、当該引換券に係る提供プレゼントの引換え等をしようとするときは、当該引換券に表示された引き換え期限内に、当該引換券で指定する引き換え場所において提供決定者に引換券を提示するものとする。

とする。

- 3 提供決定者は、引き換え期限内に前項の規定による引換券の提示をした引換者（以下「引換券提示者」という。）に対し、当該引換券と交換で提供プレゼントを提供するものとする。
- 4 提供決定者は、引換券提示者に対し、直ちに提供プレゼントの提供をすることができないときは、提供決定者の責任及び負担において郵送その他の措置を講じるものとする。
- 5 提供決定者は、提供プレゼントの提供の際に、引換券提示者に対し、提供プレゼント以外の利益を提供してはならない。
- 6 前条第2項及び前各項の規定にかかわらず、提供プレゼントがチケット又はこれに類するものであるときは、市長は、提供決定者から納品された当該提供プレゼントを第9条第1項の抽選後に当選者に直接送付することができる。

（実施報告）

第11条 提供決定者は、引き換え期限満了後、速やかに広報あかるといまちプレゼント引換実施報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（提供決定者の責務）

第12条 提供決定者は、提供する提供プレゼントの内容に関し、一切の責任を負うものとする。

- 2 提供決定者は、第6条第1項の規定により決定を受けた掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長が特に必要があると認めて承認したときは、この限りでない。

（掲載決定の取消し）

第13条 市長は、提供決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、広報紙への提供プレゼント掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に偽りがあったとき。
- (2) 提供の実施方法が不相当と認められるとき。
- (3) 第2条第2項の規定に該当することとなったとき。
- (4) 提供決定者から辞退の申出があったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広報紙への掲載が適切でないとして市長が認めるとき。

（情報提供及び二次利用）

第14条 市長は、提供決定者に対し、提供プレゼントの引換えに必要な情報（個人情報を除く。）を提供する。

- 2 提供決定者は、あらかじめ市長の承諾を得た場合は、広報紙の掲載号のプレゼント企画に係る記事を印刷して広告等に使用することができる。ただし、広報紙に掲載した記事の内容を改変してはならない。

（損害賠償）

第15条 市長は、提供決定者がプレゼント企画を履行せず、市、当選者又は第三者に不利益が生じた場合は、提供決定者に損害賠償を請求することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、プレゼント企画の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月8日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

高知市長 様

所在地

申請者 名称

代表者（職・氏名） (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

広報あかるいまちプレゼント掲載申請書

高知市広報あかるいまち（以下「広報紙」という。）のプレゼント企画において、プレゼントの提供及び広報紙への広告記事を掲載したいので、広報あかるいまちプレゼント企画実施要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に掲げる者に該当しないこと及び県税、市税等の滞納がないことを誓約します。

記

1 提供を希望するプレゼント

商品又はサービス	名称	
	説明	
	希望小売価格	1人当たり _____ 円
	または単価	1サービス当たり _____ 円
	提供数	_____ 人分
	引換え方法	<input type="checkbox"/> 事業所（店舗等）の窓口で引換え <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
広告記事の掲載希望号	① 第1希望	_____ 年 _____ 月号
	② 第2希望	_____ 年 _____ 月号
	③ 第3希望	_____ 年 _____ 月号
	※ 申請日が属する月の2か月以降の号をご記入ください。	

2 添付書類

- (1) 提供を希望するプレゼントの概要が分かる書類等
- (2) 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（広告事業用）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

高知市長 様

所在地
申請者 名称
代表者（職・氏名）

広報あかるいまちプレゼント掲載申請辞退届

下記の理由により、広報あかるいまちプレゼント掲載申請を辞退しますので届け出ます。

記

1 申請を辞退する提供プレゼントの商品又はサービス

(1) 名称

(2) 提供数 人分

2 辞退理由

様式第3号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

高知市長

印

広報あかるいまちプレゼント掲載決定通知書

年 月 日付けで掲載申請のありました広報あかるいまちプレゼント掲載については、広報あかるいまちプレゼント企画実施要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり掲載することに決定しましたので通知します。

記

1 掲載する提供プレゼントの商品又はサービス

(1) 名 称

(2) 提供数 人分

2 広告記事の掲載号 年 月号

3 掲載の要件

- (1) 高知市広報あかるいまちプレゼント企画実施要綱、高知市広告掲載要綱及び高知市広告掲載基準を遵守してください。
- (2) この決定に違反したときは、掲載決定を取り消すことがあります。
- (3) 広告記事の二次利用を行う場合は、利用方法について事前に市の承諾を得てください。

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

高知市長 様

所在地
申請者 名称
代表者（職・氏名）

広報あかるいまちプレゼント引換実施報告書

年 月 日付け 第 号により掲載決定を受けた提供プレゼントについて、当選者への引渡しが完了したので、広報あかるいまちプレゼント企画実施要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 掲載する提供プレゼントの商品又はサービス

(1) 名称

(2) 提供数 人分

2 引渡し完了年月日

年 月 日

【引渡しの内訳】

No.	シリアルナンバー	引渡し日
1		年 月 日
2		年 月 日
3		年 月 日
4		年 月 日
5		年 月 日
6		年 月 日
7		年 月 日
8		年 月 日
9		年 月 日
10		年 月 日